

横浜市栄公会堂及び横浜市栄スポーツセンター

指定管理者選定委員会

審査報告書

令和3年8月

## 1 経緯

横浜市栄公会堂及び横浜市栄スポーツセンターの第4期指定管理者の選定にあたり、横浜市栄公会堂及び横浜市栄スポーツセンター指定管理者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）は、事業者から提出された応募書類を審査し、面接審査を実施しました。

この度、選定委員会による選定が終了し、指定候補者を選定しましたので、ここに審査結果を報告します。

## 2 横浜市栄公会堂及び横浜市栄スポーツセンター指定管理者選定委員会

委員長	川邊 保孝	(東海大学体育学部生涯スポーツ学科准教授)
委員	相馬 一志	(栄区スポーツ推進委員連絡協議会顧問)
委員	立木 正子	(税理士)
委員	中野 恵子	(栄ソリスティ代表)
委員	細田 利明	(本郷中央連合町内会自治会会長)

## 3 指定候補者選定の経過

経過項目	年月日
第1回横浜市栄公会堂及び横浜市栄スポーツセンター指定管理者選定委員会 (選定スケジュール及び公募要項等の検討)	令和3年3月22日(月)
公募要項に関する質問受付 (7件)	令和3年4月27日(火) ~ 5月12日(水)
公募要項に関する質問回答 (7件)	令和3年5月26日(水)
応募書類の受付 (1団体)	令和3年6月1日(火) ~ 6月7日(月)
第2回横浜市栄公会堂及び横浜市栄スポーツセンター指定管理者選定委員会 (面接審査、指定候補者の選定)	令和3年7月28日(水)

## 4 審査にあたっての考え方

選定委員会では、「横浜市栄公会堂及び横浜市栄スポーツセンター第4期指定管理者公募要項」(以下、「公募要項」という。)においてあらかじめ定めた「評価基準項目」に従って、応募事業者から提出された応募書類を審査し、面接審査において応募団体からの提案説明及び選定委員による質疑を行いました。

審査点数は各委員133点を持ち点とし、評価基準項目ごとに点数を配分しています。審査にあたっては、各委員が評価基準項目ごとに採点し、その合計点を審査得点としました。

なお、第1回選定委員会において、最低基準点を、加減点項目を除く評価基準項目の配点合計の6割とし、この点数を満たさない場合は指定候補者に選定しないと決めました。

<評価基準項目及び配点>

項目	審査の視点	配点
1 団体の状況（様式8）		15
(1)-1 施設の管理運営の基本方針 公会堂	本市の行政課題及び施策を踏まえた施設管理の基本方針について示されているか。	3
(1)-2 施設の管理運営の基本方針 スポーツセンター	本市の行政課題及び施策を踏まえた施設管理の基本方針について示されているか。	3
(2)-1 基本方針を実施する為の目標及び実施策 公会堂	基本方針を踏まえた当該施設分野等の目標及び実施策について示されているか。	3
(2)-2 基本方針を実施する為の目標及び実施策 スポーツセンター	基本方針を踏まえた当該施設分野等の目標及び実施策について示されているか。	3
(3) 安定的な経営体力と適正な経営情報開示（経営の透明性）	天災等の発生後も安定的な施設の管理運営を行うことが可能な経営体制、経営体力、適正な経営の情報開示（透明性）、類似施設の管理実績について示されているか。	3
2 施設の平等・公平な利用の確保（様式9）		10
(1) 公共性・公平性に基づいた利用の確保	誰もが平等・公平に利用できる仕組みづくりと、多様な利用者への配慮について示されているか。	4
(2) 多言語化に関する取組	施設立地に配慮し、外国人利用者対応を踏まえた、多言語や多指向に対応する具体的な方策が示されているか。	2
(3) 障害者の利用支援に関する取組	障害者の利用支援に対して、具体的な提案が示されているか。	4
3 施設の効用の最大限発揮（様式10）		32
(1)-1 利用者本位のサービス提供・利用者の支援 公会堂	利用者の利便性向上のための新たな取組を実践・実行できる体制について示されているか。貸切、個人の利用者に対するの支援策について示されているか。	4
(1)-2 利用者本位のサービス提供・利用者の支援 スポーツセンター	利用者の利便性向上のための新たな取組を実践・実行できる体制について示されているか。貸切、個人の利用者に対するの支援策について示されているか。	4
(2) 広報・利用促進活動	実現可能な広報・利用促進策を有している。魅力ある教室の開催やイベント等によって、集客力を向上させる計画が示されているか。	4
(3) スポーツ教室等の計画 スポーツセンター	具体性のあるスポーツ教室等の事業計画及び想定スケジュールが示されているか。	4
(4)-1 自主事業の計画 公会堂	利用者の多様なニーズに対応し、サービス向上に資する、具体的な自主事業計画を示されているか。	4
(4)-2 自主事業の計画 スポーツセンター	利用者の多様なニーズに対応し、サービス向上に資する、具体的な自主事業計画を示されているか。	4
(5) 業務履行体制	安全かつ効率的に業務を履行できる体制について示されているか。	4
(6) 一体的な管理の効果	合築施設の長所を活かし、市民サービス及び効率性の向上について具体的な施策が示されているか。	4
4 本市の重要施策を踏まえた取組（様式11）		6
(1) 個人情報保護・情報公開、人権尊重、環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報保護の取組に具体性があるか。情報公開への取組が適切であるか。</li> <li>ヨコハマ3R夢プラン、人権尊重、男女共同参画推進など横浜市の重要施策を踏まえた、取組となっているか。</li> </ul>	6

	策を踏まえた取組	・市中小企業振興基本条例の趣旨を踏まえた取組となっているか。	
5	管理運営経費（様式 12）		22
	(1) 利用料金等収入増への取組	利用料金等の収入計画が適切であり、増収策が具体的、効果的であるか。	8
	(2) 施設の課題等に応じた費用配分	利用者サービスのための経費や修繕費への配分など、施設の特性や課題に応じた、費用配分となっているか。	8
	(3) 適正な委託・調達・雇用	業務委託内容及び金額、事業者選定方法の計画について示されているか。	4
	(4) 指定管理料の額	収支計画が適切であり、効率的な経費の執行による適切な指定管理料となっているか。	2
6	施設管理（様式 13）		10
	(1) メンテナンス及び環境保持・環境配慮	施設の点検、清掃、外構植栽の管理等の予算について示されているか。また、地球温暖化対策等について示されているか。	5
	(2) 修繕等への取組	施設の安全確保及び長寿命化の観点から、適切かつ積極的な修繕計画及びその予算が示されているか。建築局が実施する劣化調査や二次点検等を考慮し、優先的に行うべき修繕等に対応可能な計画となっているか。	5
7	安全管理（様式 14）		6
	(1) 平常時の体制	安全・安心に利用できる体制について示されているか。また、事業体全体の危機管理体制について示されているか。	3
	(2) 緊急時の体制	緊急時の体制及び救急体制について示されているか。また、補償体制について示されているか。	3
8	地域との協力（様式 15）		14
	(1) 地域支援	区民活動、地域活動の促進や地域における文化振興、スポーツ振興事業の取組について具体的に示されているか。	7
	(2) 地域連携・地域貢献	地域連携や地域貢献に対する取組について具体的に示されているか。	7
9	モニタリング（様式 16）		3
	(1) 自己評価・第三者評価	事業の評価を実行するとともに、PDCAマネジメント等の事業改善策について示されているか。	3
10	新型コロナウイルス感染症等の対策に関する取組（様式 17）		5
	(1) 新型コロナウイルス感染症等への対応	・新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に係る具体的な取組や考え方が提案されているか。（具体的感染防止対策、教室事業等実施時の工夫、料金収入減に対する対応策等） ・with/after コロナを見据えた施設運営、事業展開の方針が示されているか。	5
合計			123
11	加減点項目		
	(1) 市内中小企業等であるか	市内中小企業等 ・市内中小企業 ・中小企業等協同組合法第 3 条に規定する事業協同組合、事業協同小組合及び信用協同組合のうち、市内に住所を有する者 ・地域住民を主体とした施設の管理運営等のために、地域住民を中心に設立された団体 ※共同事業体の場合は、代表団体が市内中小企業等であること。	5
	(2) 前期の管理運営の実績（現在の指定管理者のみ）	・管理運営の実績が良好であるか。 ・新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に関する取組等を適切に行っていたか。	+5 ~-5

## 5 応募者の制限

応募事業者（代表団体及び構成団体）について、応募書類の受付時に、公募要項に定める「欠格事項」に該当しないことを確認しました。

### (5) 応募条件等について

#### イ 欠格事項

次に該当する団体は、応募することができません。

- (ア) 法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納していること
- (イ) 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにもかかわらず、その手続きを行っていないもの
- (ロ) 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること
- (ハ) 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けたものであること
- (ニ) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、横浜市における入札参加を制限されていること
- (ホ) 選定委員が、応募しようとする団体の経営または運営に直接関与していること
- (ヘ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること
- (ヘ) 2年以内に労働基準監督署からは是正勧告を受けていること（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）

## 6 応募団体（計1団体）

横浜市スポーツ協会・KPB・さかえ区民活動支援協会共同事業体

## 7 審査結果

選定委員会において厳正な審査を行った結果、次の団体を指定候補者と決定しました。

団体名	評点／満点
横浜市スポーツ協会・KPB・さかえ区民活動支援協会共同事業体	522.2点／665点 (最低基準点：369点)

## 8 審査得点（審査得点は各委員の評点の合計点）

項目・配点（点）	A 委員	B 委員	C 委員	D 委員	E 委員	合計
1 団体の状況（15）	15	13.2	15	10.8	10.2	64.2
2 施設の平等・公平な利用の確保（10）	7.6	8.8	10	6.8	6	39.2
3 施設の効用の最大限発揮（32）	25.6	28	32	24	21.6	131.2
4 本市の重要施策を踏まえた取組（6）	4.8	6	6	3.6	3.6	24
5 管理運営経費（22）	17.6	22	20.4	17.6	14.8	92.4
6 施設管理（10）	8	10	9	7	6	40
7 安全管理（6）	4.8	4.8	6	3.6	4.2	23.4
8 地域との協力（14）	12.6	11.2	14	11.2	9.8	58.8
9 モニタリング（3）	3	2.4	3	1.8	1.8	12
10 新型コロナウイルス感染症等の対策に関する取組（5）	3	5	5	4	3	20
11 加減点項目（10）	3	4	5	4	1	17
合計（133）	105	115.4	125.4	94.4	82	522.2

## 9 審査講評

構成する3団体とも安定性の高い財務基盤を持っており、財務状況は概ね良好であると評価できた。

現在の指定管理者としての実績については、利用者数の増加や、満足度調査の結果等から、区民の満足度も高く、様々な取組みの成果が表れていると評価できる。

また、今後の目標や、利用者へのサービス向上に向けた取組の提案が、今後5年間で当該施設をさらにより良いものにするに十分に期待できる内容であった。

一方で、例えば障害者の方の文化活動の支援など、栄公会堂の文化活動支援に関する取組の提案が少ないと感じたため、今後はより積極的に実施していただきたい。

## 10 総評

「横浜市スポーツ協会・KPB・さかえ区民活動支援協会共同事業体」は、現指定管理者としての実績に加えて、提案内容も評価できるものであったため、指定候補者に選定した。

今後も、新型コロナウイルス感染症の影響下において適切な対応を行いつつ、施設の維持保全のために修繕等を実施いただくとともに、地域住民の方への配慮や、関係者との話し合いを十分に行っていただきたい。また、公会堂とスポーツセンター合築施設であるという特徴を十分に生かしながら、栄区民をはじめ利用者のためにより良い改善に努めていただくことを期待する。